

継続的専門能力開発(CPD)認定登録書(参加学習型)

プログラム番号	—
教育形態	研修会
プログラム名	新任教員研修
主催者(団体)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(以下「財団」)の専修学校 教員研修事業等中央委員会(以下「中央委員会」)が実施を決定した都 道府県支部 ※今年度実施支部は13支部を予定(令和3年度(実績)実施10 支部は別紙3-1、今年度実施予定の13支部は別紙3-2を参 照)。
協賛・後援	文部科学省「専修学校教育研修活動補助事業」(国庫補助事業) ※別紙1「教育研修活動費補助金(私立学校教員研修費等補助) 交付要綱」を参照。
開催日程	実施する都道府県支部によって異なる。 ※今年度実施予定の13支部の予定は別紙3-2を参照。
総時間	履修時間は合計48時間。実施する都道府県支部によって①48時間コ ース(1年間)、②24時間コース(2年間)、③12時間コース(4年間)の 研修種別の選択が可能。 ※今年度実施予定の13支部の予定は別紙3-2を参照。
開催場所	実施する都道府県支部によって異なる。 ※今年度実施予定の13支部の予定は別紙3-2を参照。
対象者	○受講資格は専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第41条 から第43条までに定められた教員の資格を有する者で、専修学校 教員の職にある者、又はこれを志望する者(専修学校の教員を志望 する助手、講師、専門課程2年修了者)。 ※別紙2「新任教員研修実施要項」(受講資格)を参照 ※専修学校の教員資格は別紙4「専修学校設置基準等抜粋(教員 資格)」を参照 ○原則として財団の都道府県支部に加盟する学校に所属する者(開催 案内は実施する都道府県支部から当該都道府県内の会員に送付)。
定員	実施する都道府県支部によって異なる。 ※今年度実施予定の13支部の予定は別紙3-2を参照。
題目	上記『プログラム名』と同様。
プログラム(次第)	○履修時間は合計48時間の研修科目は別紙2「新任教員研修実施要 項」(研修科目の基準)に定める「(別表1)新任教員研修科目、履修 時間及び内容基準」を参照。実施する都道府県支部は①48時間コ ース、②24時間コース、③12時間コースの研修種別の中で、研修 科目の基準に定める全科目を設定。 ○研修の担当講師は、次のいずれかに該当する者とし、都道府県支部 は当該要件により各研修科目の講師を選定。

	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等において教職課程担当の経験等を有する学識経験者 ・担当する研修科目について、相当の能力を有すると認められる専修学校及び各種学校の設置者、校長及び教員 ・その他中央委員会がこれに準ずる能力を有すると認める者 <p>※別紙2「新任教員研修実施要項」(担当講師)を参照。</p>
内容	研修科目の各科目の内容は、別紙2「新任教員研修実施要項」(研修科目の基準)に定める「(別表1)新任教員研修科目、履修時間及び内容基準」を参照。
プログラムの目標	新任の教員に対し、専修学校教員として必要な基礎的知識を身に付けさせることを目的とする。
CPD点数	<ul style="list-style-type: none"> ①48時間コース(6日間):120点 ②24時間コース(3日間):60点 ③12時間コース(2日間):40点
料金	<p>実施する研修種別により異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①48時間コース:財団の都道府県支部の加盟校1名18,000円、その他の学校1名24,000円 ②24時間コース:財団の都道府県支部の加盟校1名9,000円、その他の学校1名12,000円 ③12時間コース:財団の都道府県支部の加盟校1名4,500円、その他の学校1名6,000円
備考(問い合わせ先)	<p>○一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 事務局 総務課 TEL:03(3230)4814 FAX:03(3230)2688</p> <p>※今年度実施予定の13支部(正式団体名称)の連絡先は別紙3-2を参照。</p>
詳細URL	<p>一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団の研修研究事業を紹介するページのURLは以下のとおり。</p> <p>https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi</p>

教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱

昭和59年	1月31日	文部大臣裁定
昭和59年	12月24日	一部改正
昭和60年	7月8日	一部改正
昭和61年	4月5日	一部改正
昭和62年	5月21日	一部改正
平成2年	2月5日	一部改正
平成3年	8月23日	一部改正
平成9年	4月1日	一部改正
平成10年	4月8日	一部改正
平成13年	1月6日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正
令和2年	12月25日	一部改正
令和4年	3月25日	一部改正

(通則)

第1条 教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、一般財団法人日本私学教育研究所及び一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、もって我が国の私立学校の中等教育及び専修学校教育の振興に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 文部科学大臣は、補助事業者が補助事業を行うに要する経費のうち、補助金交付の対象として別表に掲げる文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の定額とする。

(申請手続)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による補助金交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式2による補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受

けた日から15日以内にその旨を記載した取下書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で効果をあげようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象経費の区分ごとに配分された額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による計画変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をするときには、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、その旨を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式4による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止を受けた日を含む。）から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期限までに、別紙様式5による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（別紙様式6）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令、若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 文部科学大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第17条 施行令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

- 2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して文部科学大臣が別に定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類等を、補助事業の完了の日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第19条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学大臣に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第20条 文部科学大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文部科学大臣は補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。
- 2 教員研修事業費等補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱（昭和53年12月4日文部大臣裁定）は廃止する

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別 表

補助事業者	補助事業 (第2条関係)	補助対象経費 (第3条関係)	軽微な変更 (第8条関係)	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
一般財団法人 日本私学 教育研 究所	初任者研修事業	初任者研修事業費 ○地区別研修会費 研修会に必要な旅費、諸謝金、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で 文部科学大臣の認めるもの。 ○全国研修会費 研修会に必要な旅費、諸謝金、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で 文部科学大臣の認めるもの。 ○洋上研修参加旅費 対象教員を洋上研修に参加させるために要する経費のうち、上京旅費、洋上研修旅費 ○指導教員連絡協議会費 連絡協議会に必要な旅費、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等で 文部科学大臣の認めるもの。 ○初任者研修運営委員会費 運営委員会に必要な旅費、諸謝金、会議費、借損料、雑役務費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費等 文部科学大臣の認めるもの。 ○初任者研修資料等作成費 初任者研修資料等の作成に必要な印刷費等で文部科学大臣の認めるもの ○研究事業費 研究事業に必要な専任研究員の研究費、諸謝金、賃金、旅費等で文部科学大臣の認めるもの	配分された補助対象 経費の10%を超えない 範囲内で変更する 場合	目的を変更しない限 度での変更でかつ補 助金の額に影響を及 ぼさない範囲内での 変更をする場合
	一般研究事業等 研究事業	研究事業費 研究事業に必要な専任研究員及び委託研究員の研究費、諸謝金、賃金、旅費並びに刊行費等で文部科学大臣の 認めるもの	配分された補助対象 経費の区分ごとに10 %を超えない範囲で 変更する場合	設備費について補助 金の額に影響を及ぼ さない範囲内で品目 数量以外の変更をす る場合
	設備充実事業	設備充実事業費 研究研修に必要な設備費		
一般財 団法人 職業教 育・キ ャリア 教育財 団	専修学校教員研修事業	専修学校教員研修事業費 校長・教頭研修、指導教員研修、新任教員研修及び分野別教員研修に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、 会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費及び消耗品費	配分された補助対象 経費の区分ごとに増 額又は20%以内の減 額をする場合	目的を変更しない限 度で研修会の実施回 数、派遣人員又は協 力校数の30%以内の 増減を行う場合
	専修学校教員国内派遣研修・ 研究事業	専修学校教員国内派遣研修・研究事業費 (国内派遣研修事業にあつては、派遣研修期間が原則として3カ月以上のものに限る。) 派遣先の大学、企業等において要する受講料、教材費、実験実習費等派遣研修に必要な経費並びに 研究事業に必要な研究費、諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、 図書等購入費、印刷製本費、消耗品費及び研修用装置等借料		
	専修学校教育内容等改善研究 協力校事業	専修学校教育内容等改善研究協力校事業費 研究協力校及び指導委員会に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、雑役務費、通信運搬費、 図書等購入費、印刷製本費及び消耗品費		
	専修学校教員研究協議会事業	専修学校教員研究協議会事業費 教科内容及び指導方法等に関する研究協議会に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、借損料、 雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費及び消耗品費		
専修学校情報処理教育担当教 員研修事業	専修学校情報処理教育担当教員研修事業費 情報処理教育の指導方法に関する研修プログラムの策定に必要な諸謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、 借損料、雑役務費、通信運搬費、図書等購入費、印刷製本費、消耗品費及び研修用装置等借料			

新任教員研修実施要項

(通則)

1. 研修事業の運営に関する規程（以下「規程」という。）第 1 4 条第 1 項第 2 号に定める新任教員研修（以下「研修」という。）は、この要項の定めるところにより、規程第 2 条第 1 項第 1 号に定める委員会（以下「中央委員会」という。）が実施する。

(目的)

2. 専修学校教育における原理原則を実践的に学ぶためのカリキュラムに基づき、新任教員等に対し、専修学校教員として必要な基礎的知識を身につけさせ、今後の専修学校教育を担う人材を育成することを目的として実施する。

(受講資格)

3. 研修の受講資格は、専修学校設置基準（昭和 5 1 年文部省令第 2 号）第 41 条から第 43 条までに定められた教員の資格を有する者で、専修学校教員の職にある者、又はこれを志望する者とする。

(担当講師)

4. 研修の担当講師は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ① 大学等において教職課程担当の経験等を有する学識経験者
 - ② 担当する研修科目について、相当の能力を有すると認められる専修学校及び各種学校の設置者、校長及び教員
 - ③ その他中央委員会がこれに準ずる能力を有すると認める者

(研修科目の基準)

5. 研修の科目、履修時間及び各科目の内容は別表 1 の基準に準拠するものとする。

(研修実施手続)

6. 研修を開催するにあたり、規程第 2 条第 1 項第 2 号に定める支部委員会（以下「支部委員会」という。）は、中央委員会の指定する期日までに、別紙様式 1 による、事業計画案及び収支予算案等を提出しなければならない。

(研修実施決定通知)

7. 中央委員会は、支部委員会より事業計画案及び収支予算案の提出があったときは、審議の上、研修実施決定を行い、別紙様式 2 により、研修実施決定通知書を支部委員会に送付するものとする。

なお、中央委員会が、支部委員会が提出した事業計画案及び収支予算案を不適合と判断したときは、当該事業計画案及び収支予算案を変更し、又は研修実施の条件（以下「条件」という。）を付して研修実施決定を行うものとする。

(研修実施の取下げ)

8. 支部委員会は、研修実施決定の内容、又はこれに付された条件に対して不服があることにより、研修実施を取下げようとするときは、研修実施決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を中央委員会に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

9. 支部委員会は、事業計画の内容及び収支予算の額を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による計画変更承認申請書を中央委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、支払い経費総額の15%以内の軽微な変更については、この限りでない。

中央委員会は、計画変更の承認をするときには、必要に応じ研修実施決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(研修の中止等)

10. 支部委員会は、研修を中止するときは、事業計画内の研修実施日から15日以前に、その旨を記載した研修中止承認申請書を中央委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

支部委員会は、研修実施決定がなされた事業計画案及び収支予算案、又はこれに付された条件に適合して研修を実施することが困難となったときも、研修中止承認申請書を中央委員会に提出しなければならない。

(研修実施及び研修実施決定の取消し)

11. 支部委員会は、研修を実施するため、契約締結及び支払いを行う場合には、この要項及び別に定める新任教員研修実施概要に従い、公正かつ最小の経費で最大の効果をあげるよう経費の効率的使用に努めなければならない。
12. なお、中央委員会は、支部委員会がこの要項及び別に定める新任教員研修実施概要に反し研修を実施した時は、当該支部委員会の研修実施決定を取り消すことがある。

(研修事後評価と改善)

13. 支部委員会は、研修を実施後、受講者から研修内容等に関する意見を聴取し、以後の研修実施に向けた改善・充実に反映させなければならない。

意見を聴取する方法は、アンケート用紙によるものとし、聴取項目は支部委員会が定める。なお、意見の内容は集計の上、精算報告と合わせて中央委員会に提出しなければならない。

(研修遅延の届出)

14. 支部委員会は、研修が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかにその旨を記載した研修遅延報告書を中央委員会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

15. 支部委員会は、研修実施及び支出状況について中央委員会の要求があったときは、速やかに別紙様式4による状況報告書を中央委員会に提出しなければならない。

(精算報告)

16. 支部委員会は、研修が完了した日から2か月以内に別紙様式5による精算報告書を中央委員会に提出しなければならない。

(精算)

17. 中央委員会は、支部委員会より精算報告を受けたときは、精算報告書等の審査及び必要に応じて現地調査などを行い、その報告に係る研修の実施結果が研修実施決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、精算を行い支部委員会に通知するものとする。

(事務担当者会議の実施)

18. 中央委員会は、支部委員会が行う研修について、研修科目の高度化や係る事務手続作業の円滑化を図るため、研修事務担当者に対する会議（以下「事務担当者会議」という。）を開催することができる。

ただし、事務担当者会議の開催に当たっては、必要と認める専修学校及び各種学校の全国組織の協力を得ることができる。

(別表1) 新任教員研修科目、履修時間及び内容基準

研修科目	履修時間	内 容
専修学校における 職業教育	8	<ul style="list-style-type: none">○ 専修学校は、学生生徒の職業観を形成し、業界で活躍できる（仕事ができる）人材を養成するところであることを理解する。○ 職業（現場）と関連する場面を具体的にイメージできる授業（学習指導）を学生生徒に提供し、学ぶ「意欲」「必要性」「目標」が明確になるよう計画し、実行できるようになる。（授業の計画・準備・実行・検証）○ 授業以外でも、学校が実行するすべての活動は、職業教育に役立つよう計画し、運営されるものであることを理解する。○ 教員は、学生が身近に接する社会人であることを認識し、学生の手本となるように、プロとして、組織の一員として、自己啓発に努めリーダーシップを発揮できるようになる。
専修学校教育の あり方と授業実践	16	<ul style="list-style-type: none">○ 教育環境の変化など教育の現状と問題点を認識し、学生への対応でどのようなことに配慮すべきかを理解する。○ 「教育とは、人間として生まれ、人間として成長し、人間となるために、心身両面に意図的にまた計画的に働きかけをする人間形成のための営みである。」という教育の基本精神を認識する。○ 授業は、教育理念を達成する大事な手段であり、計画をしっかりと立て、基本的な教え方を身につけて実践できるようになる。○ 教育メソッドの種類や特徴、活用の仕方、留意点等を体験として理解し、授業へ適切に導入できるようにする。○ レッスンプランの作成、実習（見学）を通して一連の要点を学び、

専修学校と制度	4	<p>日頃の自身の授業を振り返り、授業に活かす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専修学校制度の成立経緯や意義を日本の教育制度全体との関連の中で理解するとともに、現在までの発展過程、現状を理解する。特に、現状についてはデータもあわせて理解する。 ○ 学校教育制度を定める法律について概要を理解する。特に、専修学校設置基準を学び、専修学校の特質を理解する。 ○ 専修学校3課程（専門課程・高等課程・一般課程）のそれぞれの役割と状況を知り、展望する。 ○ 専修学校が当面する問題や、教育課題について理解する。 ○ 私学としての役割と学校運営の基本について学ぶ。
学生・教員のための実践心理	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青年期の意味と特質及びその問題点について理解し、指導的人間関係の構築や学級運営に活かせるようにする。 ○ 教員として具体的なスタディスキルを理解し、学生をどう引きつけていくか、授業の心理的方法・展開を学ぶ。 ○ 学習者の心理的特性を理解し、授業展開に活かせるようにする。 ○ カウンセリングの基礎を学び、専門職としてのカウンセラーではなく、教員としての学生との関わり方を理解し、学生をサポートできるようにする。 <p>※ なお、以上の内容について、できるだけグループワークなどを取り入れ、講義のみにならないこと。</p>
総合自由科目	8	<p>新任教員研修のレベルに相当する講義・演習等を、開催地の実情にあわせて行う。</p>

- ・ 1履修時間は45分とする。
- ・ 総合自由科目は、他教科へ振替えることができる。

附則

- 1 この要項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この要項は、平成27年4月1日から改正施行する。

別紙 3-1

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団「新任教員研修」 令和3年度実施支部一覧

令和4年3月31日時点の実績

県名	実施支部 (正式団体名)	団体 URL	連絡先		研修 種別 (時間)	定員 (人)	開催日程 開催会場
			・TEL	・FAX			
宮城	(一社)宮城県 専修学校各種 学校連合会	https://www.miyasen.jp/	022-211-7157 022-211-6107 info@miyasen.jp		24	40	令和3年7月27日～29日(3日間、各8時間) 於:専門学校デジタルアーツ仙台
福島	(一社)福島県 専修学校各種 学校連合会	http://www.fukushima-senkaku.or.jp/	024-934-8833 024-934-8833 senkaku@fukushima-shigaku.jp		24	17	令和3年8月3日～8月5日(3日間、各8時間) 於:清水台地域公民館
埼玉	(一社)埼玉県 専修学校各種 学校協会	https://www.saisenaku.or.jp/	048-865-2195 048-865-2175 info@saisenaku.or.jp		24	54	令和3年7月3日、17日、31日(3日間で24時間) 於:JA共済埼玉ビル
東京	(公社)東京都 専修学校各種 学校協会	https://tsk.or.jp/	03-3378-9601 03-3378-9625 info@tsk.or.jp		48	56	令和3年6月11日、15日、22日、25日、29日/7月6日、9日、13日/9月3日、7日、10日、14日、24日、28日/10月1日、8日、12日、19日、26日、29日/11月2日、5日、9日、12日(24日間、各2時間) 於:新宿プリンスビル、コンフォート新宿
岐阜	岐阜県専修 学校各種学 校連合会	https://gifukensenkaku.jp/	058-271-5076 058-273-4995 gifukensenkaku@kribiglobe.ne.jp		12	22	令和3年7月27日/8月19日(2日間で12時間) 於:じゅうろくプラザ
愛知	(一社)愛知県 専修学校各種 学校連合会	https://www.askr.or.jp/	052-957-1392 052-957-1381 info@askr.or.jp		48	54	令和3年6月19日/7月3日、10日/10月2日、16日、30日(6日間、各8時間) 於:名古屋国際会議場
京都	(一社)京都府 専修学校各種 学校協会	https://kyosen.or.jp/	075-344-2330 075-344-2350 kyosen@blue.ocn.ne.jp		24	37	令和3年10月16日、23日、11月6日(3日間、各8時間) 於:京都私学会館
大阪	(一社)大阪府 専修学校各種 学校連合会	https://daisenkaku.or.jp/	06-6352-0048 06-6352-7553 info@daisenkaku.or.jp		48	32	令和3年7月30日、8月2日～6日(6日間、各8時間) 於:大阪府私学会館
岡山	(一社)岡山県 専修学校各種 学校振興会	https://www.senkaku.okayama.okayama.jp/	086-226-7198 086-234-7433 senkakuhamahara@yahoo.co.jp		48	34	令和3年8月30日～9月4日(6日間、各8時間) 於:中国デザイン専門学校
福岡	(一社)福岡県 専修学校各種 学校協会	http://www.fsk-net.or.jp/	092-292-6104 092-292-6197 info@fsk-net.or.jp		24	20	令和3年8月3日～5日(3日間、各8時間) 於:博多バスターミナル

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団「新任教員研修」今年度実施支部一覧

令和4年4月22日時点の予定

県名	実施支部 (正式団体名)	団体 URL	連絡先 ・TEL ・FAX ・E-mail	研修 種別 (時間)	定員 (人)	開催日程 開催会場
宮城	(一社)宮城県 専修学校各種 学校連合会	https://www.miyasen.jp/	022-211-7157 022-211-6107 info@miyasen.jp	24	40	令和4年7月26日～28日(3日間、各8時間) 於:専門学校デジタルアーツ仙台
福島	(一社)福島県 専修学校各種 学校連合会	http://www.fukushima-senkaku.or.jp/	024-934-8833 024-934-8833 senkaku@fukushima-shigaku.jp	24	15	令和4年8月2日～4日(3日間、各8時間) 於:郡山市労働福祉会館
埼玉	(一社)埼玉県 専修学校各種 学校協会	https://www.saisenkaku.or.jp/	048-865-2195 048-865-2175 info@saisenkaku.or.jp	24	55	令和4年7月2日、16日、30日(3日間で24時間) 於:JA 共済埼玉ビル
千葉	(一社)千葉県 専修学校各種 学校協会	https://chiba-sk.jp/	043-243-3147 043-243-0555 chibask@gmail.com	48	15	令和4年8月6日、8日、18日、19日、20日、21日(6日間で48時間) 於:千葉市文化センター
東京	(公社)東京都 専修学校各種 学校協会	https://tsk.or.jp/	03-3378-9601 03-3378-9625 info@tsk.or.jp	48	55	令和4年6月10日、14日、21日、24日、28日/7月5日、8日、12日/9月2日、6日、9日、13日、23日、27日、30日/10月7日、11日、18日、25日、28日/11月1日、4日、8日、11日(24日間、各2時間) 於:新宿プリンスビル
岐阜	岐阜県専修 学校各種学 校連合会	https://gifukensenkaku.jp/	058-271-5076 058-273-4995 gifukensenkaku@krb.biglobe.ne.jp	12	20	令和4年7月26日/8月18日(2日間で12時間) 於:じゅうろくプラザ
愛知	(一社)愛知県 専修学校各種 学校連合会	https://www.askr.or.jp/	052-957-1392 052-957-1381 info@askr.or.jp	48	55	令和4年6月18日/7月2日、9日/10月1日、15日、29日(6日間、各8時間) 於:名古屋国際会議場
京都	(一社)京都府 専修学校各種 学校協会	https://kyosen.or.jp/	075-344-2330 075-344-2350 kyosen@blue.ocn.ne.jp	24	35	令和4年10月15日、22日、11月5日(3日間、各8時間) 於:京都私学会館
大阪	(一社)大阪府 専修学校各種 学校連合会	https://daisenkaku.or.jp/	06-6352-0048 06-6352-7553 info@daisenkaku.or.jp	48	30	令和4年7月29日、8月1日～5日(6日間、各8時間) 於:大阪府私学会館
岡山	(一社)岡山県 専修学校各種 学校振興会	https://www.senkaku.okayama.okayama.jp/	086-226-7198 086-234-7433 senkakuhamahara@yahoo.co.jp	48	35	令和4年8月29日～9月3日(6日間、各8時間) 於:中国デザイン専門学校

県名	実施支部 (正式団体名)	団体 URL	連絡先	研修 種別 (時間)	定員 (人)	開催日程 開催会場
			・TEL ・FAX ・E-mail			
福岡	(一社)福岡県 専修学校各 種学校協会	http://www.fsk-net.or.jp/	092-292-6104 092-292-6197 info@fsk-net.or.jp	24	20	令和4年8月2日～4日(3日間、各8時間) 於:福岡朝日ビル
鹿児島	(一社)鹿児島 県専修学校 協会	https://www.ka-senkaku.or.jp/	099-213-9110 099-213-9150 ka-senkaku@po5.synapse.ne.jp	24	15	令和4年8月19日～21日(3日間、各8時間) 於:パレスイン鹿児島
沖縄	(一社)沖縄県 専修学校各 種学校協会	http://www.okisenkaku.or.jp/	098-858-7070 098-858-7072 info@okisenkaku.or.jp	48	10	令和4年8月22日～24日、27日～29日/令和5年1月13日～15日、18日～20日(12日間、各4時間) 於:沖縄産業支援センター

専修学校設置基準等抜粋（教員資格）

■学校教育法

（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号、最終改正：平成 23 年 6 月 3 日法律第 61 号）

第 125 条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第 126 条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

- 2 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

■専修学校設置基準

（昭和 51 年 1 月 10 日文部省令第 2 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日文部科学省令第 14 号）

（教員の資格）

第 41 条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して 6 年以上となる者
- 二 学士の学位を有する者にあつては 2 年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては 2 年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において 2 年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第 42 条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 前条各号の一に該当する者
- 二 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者
- 三 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 四 学士の学位を有する者
- 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第 43 条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 前二条各号の一に該当する者
- 二 高等学校又は中等教育学校卒業後、4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者